

清少納言の名

榊原 邦彦

清少納言の名に關しては、^{註一}本名、幼名についてと、清少納言といふ名についての二つの問題があるが、ここでは清少納言といふ名についての問題を考へたい。

清少納言といふ名は清と少納言とから成り、少納言が基本の部分であることは、既に岸上慎二氏が『清少納言伝記放』に説かれたところである。清少納言の名は女房名として宮仕の際に命名された呼称であり、清少納言の清が清原氏の清に由来するものであることは、間違ひのないことであらうが、少納言といふ基本の部分の命名の由来は、従来明らかにされてゐない。

岸上慎二氏は『清少納言伝記放』において、

一、清少納言の名称中の少納言は彼女の父、元輔から命名されたものではないやうにおもはれる。

二、夫ではないかと今日目されてゐるすべての人々

即ち、棟世、実方、則光について同時にその官歴

を調査してみると、いづれも少納言の任官事例は

見せぬ。

三、清少納言はひとり例外的に父祖の官位によらず皇后様から特に相応の呼称を頂戴したとも考へられぬこともないが、やはり史料の調査不足のため、原因を搜索しえないのであると考へておきたい。

とされ、『清少納言』(人物叢書)においても、同趣旨のことを述べられた。

岩清水尚氏は^{註二}『清少納言の家』において、

清少納言の女房名の少納言について父系にはそれらしい人物は居らず、母系は不明、夫中則光、実方の官歴にもない。残る棟世が疑はしいので正暦前後の少納言補任表を作製して見たが、棟世が少納言になつたといふ史実はまだ発見出来ない。則光実方については相当知られるが、棟世の経歴は明らか部分はいすい。

とされる。

大養廉氏も「作者の伝記」において、少納言については分明でないとされ、

あるいは官仕え以前に、少納言なる未詳の夫があつたかとも考えられるが、現在のところ、その手がかりもない。

とされた。

近時発行の『平安朝文学史』（田中重太郎氏執筆）や、『平安朝文学事典』（村井順氏執筆）の清少納言の条にも不明とある。

では一体官廷社会における女房名は、何を基準として命名されたものであらうか、その趨勢を知るため、『和歌文学大辞典』所載の女流歌人の中で、女房名の由来が説明されてゐるものを挙げると、

父の官名による女房名

赤染衛門、伊勢、出羽弁、中務、中務内侍

夫の官名による女房名

相模、大式三位

父と夫との官名による女房名

和泉式部

兄の官名による女房名

紀伊

祖父の官名による女房名

越後弁（大式三位）

となる。これらは歌人として認められた、著名な女房名であるが、敷衍して一般的な女房名の命名の傾向を考へることが可能とならう。命名の由来が不明な女房名も数多いが、これら由来が判明してゐるものを一覧すると、何らの根拠も無く命名したといふ例は見当たらないことに注目すべきである。

この他、馬内侍、藤式部、紫式部、周防内侍なども父の官名によるものであらう。但し内侍の部分は自己の官名である。かうした女房名の由来から考へると、父や近親者の官名と無関係に女房名が命名されることは、例外的なことであつたとさへ言へるのではなからうか。

清少納言の名の場合も、父や夫の官名に命名の根拠を求めるのは当然の方向である。しかしながら清少納言の場合は、父の元輔の官歴は「三五三十六人歌仙伝」に収められてゐるが、その詳細な叙位、任官の記述にもかかわらず、少納言任官の記載は無い。「三十六人歌仙伝」に記載漏となつたといふより、任官の事実が無かつたとすべきであらう。諸氏の論考に見えるやうに、清少納言の夫と目されてゐる人々の少納言任官の事実は発見されて居ら

ず、清少納言の兄弟の中にも、今のところ少納言に任官した者は見当らない。祖父の春光も、少納言任官を伝える記録は無い。とは言へ、今後新資料の発見によつて、少納言任官の有つたことが判つて解決されるのを期するといふことでは百年河清を俟つに等しいし、父や夫、兄弟には少納言任官は無かつたのが事実であるかも知れない。一千年もの時間の闇の中に隠されてゐる真実を、帳を上げて見出すことは容易なことではないが、観点を變へ、数少ないながらも現存する資料、記録に依拠して、別の角度からの解決の方法を考へては如何であらうか。

二

藤原定家の女の民部卿典侍は建久六年の生れで、母は藤原実宗の女である。民部卿典侍は、民部卿、後堀河院民部卿典侍とも呼ばれた。『新勅撰集』に「典侍因子」として二首入集してゐる他、『統後撰集』以下の勅撰集に二十二首が取られてゐて、『民部卿典侍集』といふ家集もある。定家の女に相応しく古典の書写も多く、宮内^{註六}庁書陵部蔵『長秋詠藻』、前田家蔵『惠慶集』、清水浜

臣旧蔵『和泉式部集』、書陵部蔵『和泉式部集』（群書類従所収）等は、定家との分担書写である旨が伝えられてゐる。又、『伊勢物語』の塗籠本も、冷泉為清の極書には、「道伊勢物語者京極黃門定家卿息女民部卿局之真翰無疑者也」と記して、民部卿典侍の書写としてゐる。

この民部卿典侍の名については、石田吉貞氏が、^{註七}

後堀河院民部卿典侍 この女は定家の子として為家と共に誰知らぬものも無いほど有名であるが、その伝記は殆ど知られて居らず、偶ま知られてゐることも多くは誤である。まづその民部卿といふ女房名は、父定家が民部卿であつた故であると一般に考へられてゐるけれど、その名を賜はつたのは、明月記によると建永元年七月十七日で、定家が民部卿に任ぜられたのは、それより十二年後の建保六年であるから、全く誤謬だといふことは明かである。

とされ、父の官名によるのではないことを指摘された。前に述べたやうに、女房名は父の官名に由来する場合は最も多かつたので、民部卿典侍の場合も先づ父の官名によ

つたのであらうと推測するのが自然の勢であり、建保六年七月九日に民部卿に任ぜられた定家の官名に困んでの命名と考へられてゐたのも、無理からぬことである。

石田吉貞氏の引かれたごとく、『明月記』(国書刊行会本)の元久二年十一月八日の条に、

八日、天晴、今日聞、明且又水無瀬殿云々、明夕小女可令初参之由日来経営、聞此事付越州伺御気色、今月無日次、適思立事遅引遺恨、九日晝令参乎由申之、待鐘声早可参由有仰事、乍悦経営

とあり、翌九日の条には、

九日、天晴、自去夜随分共人等悉催備、亥時許御幸還御、曉鐘之程出立令参

とあつて、後鳥羽院のもとに初めて出仕したのである。

建永元年七月十七日の条に、

十七日、天晴、夕源少将来臨、同乘向二条少将家、右府官内会合、亭主造泉、蓋盃酒、各見合歌、諸人皆不得風情、甚遺恨、戌終許分献、参御所、女子今夜被定御名、勅定、民部卿、此事極忝、父子共沉湎、

於今は更不存家跡身、而更不忘高祖父古事、預誼相兼官名字、過分之恩也

とあるので、

高祖父家の長久五年よりの兼官名民部卿を賜はつたものであることが明かである。

と説かれる石田吉貞氏の説に従ふべきである。南波浩氏註八

高祖父長家(御子左家の始祖)が権大納言兼民部卿であつたからであらう。

とされ、本位田重美氏も、召名の民部卿は高祖父長家の兼官名によつたとされる。

藤原道長の五男で御子左家の祖となつた長家は、権大納言に任ぜられてゐたが、『公卿補任』によると、寛徳元年(十一月二十四日に長久五年より改元)の十二月十

四日に民部卿にも任ぜられ、康平七年に歿するまで兼任してゐたとある。

以上述べて来たごとく、民部卿典侍の女房名は、家の始祖の官名によつて命名されたことが明かになつたが、

果してこのやうな命名の方法は、定家や民部卿典侍の時代にのみ行はれたことであらうか。又、当時において特異な命名の方法であつたであらうか。

民部卿典侍の命名の行はれた建永元年と言へば、當時既に頼朝は守護地頭設置の権を得、征夷大將軍にもなり、摂関政治の体制は崩れてゐたとは言へ、何事につけても先例に倣ひ、前蹤を重んじた宮廷社会の風潮は依然として變つてゐなかつたであらうから、かういふ命名法は伝統的な方法であつたと思はれる。かうした命名法が行はれた時代を、平安時代中期の元輔や清少納言の頃にまで遡らせて考へることは、妥当なことではないであらうか。

『明月記』における定家の筆致は、「此事極忝」、
「過分之恩也」と感激を書留めてはゐるものの、長家の官名による命名が、新奇で特異な命名方法であるとは読取れないものであり、父や近親者の官名に因む方法と同じく、家の始祖の官名による命名はそれほど珍しいことではなく、かなり一般に行はれてゐたのではないかと思はれる。

註十

命名の勅定は後鳥羽院によるのであらうとされる。勅定による命名であるからには、尚更一般の場合以上に前例、伝統を尊重して命名の方法を選んだことであらうから、新奇を追つて家の始祖の官名に因んだといふことは、到底考へられることではなく、古くからの普通の命名方法の中の一つの方法によつたのであると考へるべきであらう。

前に挙げたやうに、女房名は父の官名によることが多く、岸上慎二氏が『清少納言伝記攷』で引かれた『夏山雑談』、『梅村職筆』にも、後世の書ではあるが、父の官をつけて女房名を呼ぶことを述べてゐる。又、『徒然草』第九十段に大納言法印が登場する。このやうな僧の呼称を君名（公名）と称するが、これもやはり父の官名による呼称なのである。

このやうに父の官名による命名は一般的であり、民部卿典侍の場合も、幸ひ『明月記』に明記されてゐたため、御子左家の始祖の官名による命名であることが判明したのであるが、記録が欠けてゐれば、父定家の官名に因む

ものであると解されてゐたに違ひない。

しかし命名は父に因むものに限るものではない。前に述べたごとく他の近親者の官名に因んでも命名されてゐるのが実状である。現在のところ、民部卿典侍以外に家の始祖の官名に基づく女房名の命名の例は見当らない。

但し前に挙げたやうに祖父の官名に因んだ命名は、清少納言と同時代に行はれたのであり、^{註十一}大式三位は上東門院に仕へて、祖父越後守為時の官名に因んで越後弁と称された。大式三位と呼ばれるやうになつたのは、後年従三位に叙せられ、太宰大式高階成章の妻になつてからのことである。

官仕をした女房がその「父祖の官名」に随つて女房名を称せられたことは、^{註十二}梅沢和軒氏も触れて居られる。父、祖父と順次遡つていけば、少数ではあらうが、家の始祖の官名による命名もあつて当然であらう。

三

清少納言の家系については古くから言及されて来てゐるが、「枕草子春曙抄」、「姓氏家系大辞典」、「清少

納言伝記放」に示してあるものを掲げておく。但し註記は略した。

ここで清少納言の家系を瞥見することにした。既に岸上慎二氏の「清少納言伝記放」に詳しく考証がなされて居り、それを祖述することになるであらう。

清少納言の父が元輔であることは、今では論ずるまでもないことである。

元輔の父は、深養父とする「尊卑分脈」の説や、顕忠とする「勅撰作者部類」や清原系図の説もあつたが、

「三十六人歌仙伝」の元輔の条に、「従五位上行下総守春光一男」とあることや、多くの清原系図が示すことから考へて、春光とするのが正しいやうである。「枕草子春曙抄」の註記に、「イ泰光」とするのは春光の誤であらう。

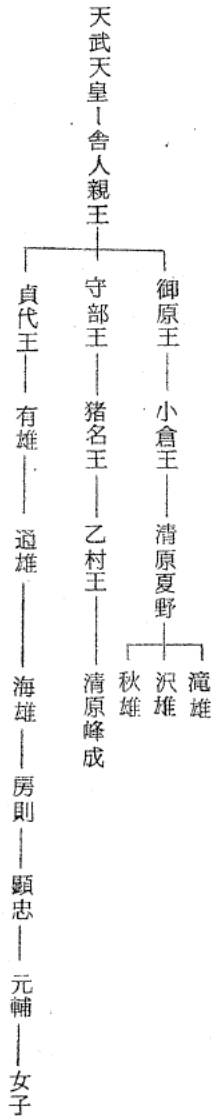
春光の父が深養父であること、即ち深養父の孫が元輔であることは、「三十六人歌仙伝」に見えてゐる問題が無い。従つて、深養父―春光―元輔―清少納言であつたことは、岸上慎二氏の考定された通りで、動かないことであらう。

枕草子春曙抄

天武天皇―舍人親王―貞代王―有雄―道雄―海雄―房則―深養父―顯忠―元輔―清少納言

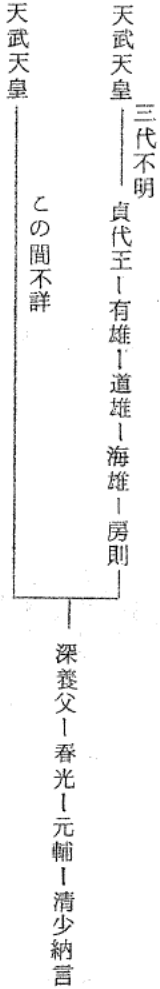
姓氏家系大辞典

(第二卷一九八二頁)



清少納言伝記放

(三七頁)



深養父以前が問題であるが、『古今和歌集目錄』の清原深養父の條に、「備後守道雄曾孫。筑前介海雄孫。豊前介房則男」とある。『古今和歌集目錄』は藤原仲実が原著者とされるが、時代も比較的近い頃の成立で、内容も古今集に關する相当深い研究の成果を整理したと言はれてゐるので、深養父の家系も信ずるに足るものであらう。

道雄は系圖の類には道雄とあり、『日本文徳天皇實錄』や、『日本三代實錄』には道雄とあるが、同一人物に違ひない。道雄の父が有雄であつたことは、系圖にあるのみで、他の記録にはない。

有雄については、『日本文徳天皇實錄』（國史大系本）の天安元年十二月の條に、

戊子。散位從四位上清原真人有雄卒。有雄者。天淳中原瀛真人天皇五代之孫也。父大監物從五位下貞代王。有雄頗有風操。尤習政理。天長五年式部卿葛原親王推挙為正親祐。七年叙從五位下。即転為正。承和六年叙從五位上。七年遷為越前守。九年為玄蕃頭。

頃而遷為中務大輔。十一年為撰津守。政有声誉。黎

庶悅服。國內安靜。倉廩盈溢。嘉祥二年緣治國之功。

授從四位下。三年為肥後守。上奏改王号。賜清原真人姓。仁壽四年叙從四位上。卒。百姓老少哀慕罔極。

とあつて、有雄は嘉祥三年に清原の姓を賜つたことが判る。『尊卑分脈』などには、道雄に清原の姓を始めて賜つたと記すが、有雄の子を追雄と考へる限り、それは明白に誤であらう。元輔、清少納言の系統の清原氏の始祖が有雄であつたことは確實である。

岸上慎二氏は『清少納言』に、『本朝皇胤紹運錄』、『尊卑分脈』、『統辨書類從』所收清原系圖により編成した清原氏系圖を収められた。これによると清少納言の家系は、天武天皇一舍人親王一（二代不明）一貞代王一

有雄一追雄一海雄一房則一深養父一春光一元輔一清少納言とされてゐる。松浦貞俊氏、石田穰二氏、榊谷雄三氏

杉谷寿郎氏、田中重太郎氏らも、岸上慎二氏の収められたものと同じ家系を著書、論文中に収めて居られる。清原家の家系の中、貞代王よりも前は記録を欠き、こ

の稿に直接関係も無いので言及を控えるが、貞代王より清少納言に到る家系は、貞代王―有雄―暹雄―海雄―房則―深養父―春光―元輔―清少納言といふのが確實なところであらう。

ところで『統群書類從』第七輯上、卷第七十三の豊後清原系図には、別掲するやうに、「有雄、少納言、始賜清原姓」として、有雄の官名に少納言と註記してゐる。

これが信すべきものであるとすれば、民部卿典侍の女房名の命名の場合と同じく、清少納言の少納言も、清原家の始祖有雄が少納言であつた故に、その官名を取つて女房名としたものではないかと推測されるのである。尤も民部卿典侍の場合と違ひ、命名の由来をはつきり記した記録は無いから、あくまで推測の域にとどまる。しかし他の女房名も由来の記録は無いのが普通であり、父や夫の官名を以て推測するのであるから、さして徑庭があるものではない。

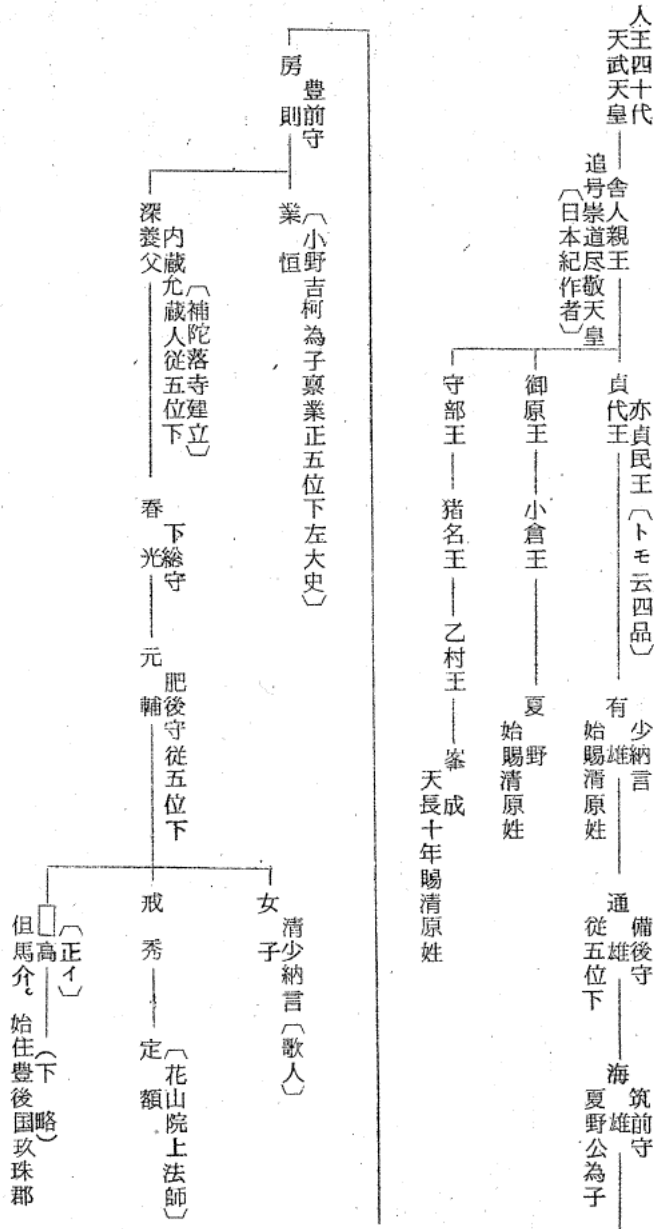
父の元輔や、夫、兄弟などの中に少納言の官名を有する者が求められないからには、清原の姓を賜り始祖とな

つた有雄について考へることは、妥当なことではないかと思ふ。

豊後清原系図の註記以外には、今のところ有雄の少納言任官を示す記録は無く、前に引いた『日本文徳天皇実録』の有雄の官歴を纏めた条にも見当らない。但しこれは有雄の経歴の全てを記したのではなく、『日本文徳天皇実録』斎衡元年十一月の条に、有雄が肥後守に再任したことを記すが、天安元年十二月の条には漏れてゐるやうなこともある。有雄の少納言任官を事実とすれば、事實はあつたが、記録に漏れたといふことが考へられる。『統日本後記』と『日本文徳天皇実録』に有雄の記事が散見するが、少納言任官のことは見当らない。天長十年二月までのことは『日本後記』が欠けてゐて見られない。国史に記録が無いとすると、豊後清原系図のみが有雄の少納言任官を伝える唯一の根拠となるので、この系図が正確か否かが重要な問題になる。

清原氏の系図は、『尊卑分脈』所収、『群書類從』第五輯卷六十三所収、『統群書類從』第七輯上、卷百七十

豊後清原系図



註記は一部略した。守部王は守部王とあるを他書により正した。

三所収の六篇と豊後清原系図、「系図綜覧」所収、「扶桑拾葉集」所収のものなどが伝へられてゐる。前に掲げた「枕草子春曙抄」や「姓氏家系大辞典」の清原氏の系図も、これらの系図に基づいて編成したものであらう。

これらの諸書に所収の系図を、

- 一、貞代王―有雄の系譜
- 二、有雄―通雄―海雄―房則―深養父の系譜
- 三、深養父―春光―元輔―清少納言の系譜
- 四、清原姓賜姓は有雄からか、

の四項目に分け、前に考定した結果を基準として調査してみた。「統群書類従」所収の清原系図第三は、末流を記すのみなので略した。

すると考定した結果と四項目とも一致するのは豊後清原系図のみであつた。三項目が一致するものは無く、漸く二項目に一致するのが、「群書類従」所収の系図と、「統群書類従」所収の第四系図のみであつた。基準の設定の方法で或程度は移動もあらうが、諸系図中、豊後清原系図は飛ばけた信憑性を有することが証明されたこと

にならう。

尊卑分脈 清原系図	○	貞代王 有雄	○	有雄・ 深養父	○	深養父・ 清少納言	○	清原 賜姓
群書類従 清原氏系図	○	△	△	△	△	△	△	△
統群書類従 清原系図一	△	△	△	△	△	△	△	△
統群書類従 清原系図二	△	△	△	△	△	△	△	△
統群書類従 清原系図四	○	△	△	△	△	△	△	△
統群書類従 清原系図五	△	△	△	△	△	△	△	△
統群書類従 清原系図六	△	△	△	△	△	△	△	△
統群書類従 豊後清原系図	○	○	○	○	○	○	○	○
系図綜覧 笠氏系図	△	△	△	△	△	△	△	△
扶桑拾葉集 作者系図	○	△	△	△	△	△	△	△

○は考定した結果と一致するもの △は一致しないもの

岸上慎二氏が「清少納言」に示された清原氏系図と、殆ど一致するのは豊後清原系図のみである。天武天皇と貞代王との間は一貫してゐないが、他の系図もさうであるから、豊後清原系図のみのことではない。

豊後清原系図の系譜が正確なものであるらしいことが判つたところで、次に豊後清原系図の註記が確實かどうかを検討したい。

通雄の備後守のことは「古今和歌集目録」の深養父の条にあり、従五位下のことは「日本三代実録」貞観九年正月十二日の条にある。同書には道雄とあるが通雄と同一人物であらう。

海雄の筑前守、房則の豊前守のことは共に国史には見当らぬが、他の系図と一致する。但し、海雄は「古今和歌集目録」に筑前介、房則は「古今和歌集目録」、「勅撰作者部類」には豊前介とあつて小異がある。海雄の「夏野公為子」は岸上慎二氏の否定されたごとく、誤伝であらう。

深養父の官位については、註二十一「中古歌仙三十六人伝」や

「古今和歌集目録」にある。補陀落寺建立については、「平家物語」の大原御幸に「清原深養父が補陀落寺」とあり、山岸徳平氏も、「晩年註二十三に洛北の市原野に、補陀落寺を建立して住んだ」とされてゐる。

春光の下総守は、「三十六人歌仙伝」にあるのと一致する。

元輔の肥後守は諸書に見える。官位は「扶桑拾葉集」の系図には従五位上とある。「三十六人歌仙伝」は、続群書類従完成会本、内外書籍本とも、「天元三年三月十日叙従五位下」とあるが、既に安和二年に従五位下となつてゐるから、従五位上の誤であらう。但し「和歌文学大辞典」所収の「勅撰作者部類」の補訂には「従五位下肥後守」とある。

以上を総合してみると、「夏野公為子」のやうな問題点もありはするが、官位の註記は傍証があり、信憑性のあるものと言へるのではなからうか。有雄の少納言の註記は、絶対確實なものであるとは言へないが、根拠の無いことではあるまい。註二十四塩田良平氏は有雄の少納言任官を

認めて居られる。

豊後清原系図の註記が信頼出来るものであることを前提にすると、有雄の少納言の官名もやはり信頼の置けるものと見るべきである。現在でこそ豊後清原系図以外の記録は散佚してしまつたが、有雄に少納言任官の事実があり、無論元輔、清少納言の時代にはそれを伝へてゐて、官名に因んで清少納言と命名されたのか、有雄に少納言任官の事実は無かつたが、元輔や清少納言の時代にはさう伝へられてゐて、その伝承により清少納言と任命されたのか、その何れかであらう。

元輔からすれば有雄は六代前の人であり、有雄の歿年は清少納言の出仕の年から約百三十年も前のことである。従つて任官の事実は無かつたが、当時の清原家や官廷社会の人々が、有雄の少納言任官を信じてゐたといふ可能性もあり得る。豊後清原系図は成立の時代こそ後年になるが、任官の有無は別としても、元輔や清少納言の時代の有雄に関する伝承を記録して伝へたものであらう。

清原家の始祖、有雄の官名少納言に因んで清少納言の

名の少納言が命名されたのであらう。

註一 『増訂故実叢書 安齋雜考』所収の『枕草子抄』に説がある。

註二 『国文学解釈と鑑賞』昭和三十一年一月号四十五頁。

註三 『諸説一覽枕草子』二三頁。

註四 夫の官名によるとする説もある。

註五 『群書類従』第五輯卷第六十五。

註六 南波浩氏校註『日本古典全書 竹取物語伊勢物

語』二二二頁。

註七 『藤原定家の研究』五七頁。

註八 『日本古典全書 竹取物語伊勢物語』二二二頁。

註九 『群書類題』第十和歌部(四)一一四頁。

註十 南波浩氏校註『日本古典全書 竹取物語伊勢物

語』二二二頁。

註十一 『平安朝文学事典』一五五頁。

註十二 「清少納言と紫式部」四七頁。

註十三 「八代集全註」所収。

註十四 「群書類従」第十六輯卷第二百八十五。

註十五 「群書解題」第九和歌部三)一一五頁。

註十六 十三頁の系図には海雄を欠く。同書十七頁及

び「国文学解釈と鑑賞」昭和三十一年一月号「清少納言の生涯」により補う。

註十七 「角川文庫 枕草子」上卷三八二頁。

註十八 「国文学解釈と鑑賞」昭和三十九年十一月号

「清少納言の生涯」。

註十九 「国文学解釈と教材の研究」昭和四十二年六月

月号「清少納言の生涯」。但し海雄を欠く。

註二十 「枕草子の風土」一〇九頁。

註二十一 「群書類従」第五輯卷第六十五。

註二十二 「日本古典文学大系 平家物語」下卷四二

九頁。

註二十三 「和歌文学大辞典」八五七頁。

註二十四 「三卷本枕草子評釈」下卷六七一頁。「日

本古典鑑賞講座 枕草子」二三頁。猶三十頁には呼び名についての言及がある。